令和８年度
佐賀県産素材コスメ原料化推進事業補助金
募集要領

＜応募受付期間＞

令和８年４月～１２月（予算上限に到達次第終了）

※申請書を基に随時審査を行います。

＜事務局（お問い合わせ・申請書類提出先）＞

公益財団法人 佐賀県産業振興機構
佐賀県産業イノベーションセンター 技術振興課
〒849-0932　佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝114
電話　0952-34-4413
FAX　0952-34-4412
メール　kenkyuu@sagaperch.jp

※この補助金の関係資料は佐賀県産業イノベーションセンターホームページから入手できます。
＜URL＞ https://www.sagaperch.jp/news/000216.php

公益財団法人 佐賀県産業振興機構
佐賀県産業イノベーションセンター

１．目的

佐賀県コスメティック構想の目的の一つである佐賀県のコスメ原料の供給地化を推進するため、佐賀県内の地域素材を活用した化粧品原料化に取り組む企業を支援します。

２．実施主体

佐賀県産業イノベーションセンター（以下「センター」という。）が、本補助金の募集、審査・採択、補助金の交付などを実施します。

３．補助対象者

次の（１）及び（２）を満たす者

（１）県内外の化粧品原料メーカー等

※自社が最終的な原料メーカーとなる企業を対象とする。

（２）自己又は自社の役員等が、以下の①～⑦のいずれにも該当しない者

①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年（1991年）法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

②暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）

③暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

④自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

⑤暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

⑥暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑦暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

※上記の②～⑦に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人である場合は、応募要件を満たしません。

４．補助対象事業の内容

佐賀県内で生産されている素材について、コスメ原料としての安全性や機能性を検証する等の活動により原料化を目指す事業を補助対象とする。

（１）佐賀県で生産された素材を化粧品原料とするために必要な規格書・安全データシート（SDS）等の作成にかかる試験等を実施する事業

（２）佐賀県で生産された素材の化粧品原料としての機能性を検証するための試験等を実施する事業

（３）その他センター所長が認めた費用

５．補助率、補助限度額及び補助期間

補助率	補助上限額	補助期間
１／２以内	５０万円	交付決定日から令和９年２月２６日まで

※千円未満の金額は切り捨てとする。

６．補助対象事業の内容

（１）補助対象となる経費

・補助対象となる経費は、下表のとおりです。

経費区分	経費区分の内容
消耗品費	・補助事業において実施する研究開発又は製品開発を行う上で必要な試薬及び資材、原材料等消耗品（その性質が使用することによって消費され、又は長期間の使用に耐えられない物品）の購入に要する経費 ※購入する消耗品の数量は必要最小限にとどめ、補助事業終了時に使い切ることを原則とし、補助事業終了時での未使用残存品は補助対象外
役務費	・補助事業の実施に必要な試料、試作品等の輸送を外部事業者に依頼する際に必要な経費 ・補助事業の実施に必要な試験、分析、検査を外部分析機関に依頼する際に必要な経費 ※依頼先が機械・装置等を購入する費用は経費の対象外
委託料	・補助事業において実施する研究開発又は製品開発の一部を県立試験研究機関や大学等又はその他の事業者に委託する際に必要な経費 ・補助事業を実施するために試作品等の一部の加工を外部に委託する際に必要な経費 ・補助事業に関わる課題の解決等のために、外部専門家のアドバイスを依頼す

	る際に必要な経費 ※委託に係る契約を委託先と締結することを条件とする。ただし、単純な材料加工等は仕様書・見積書・発注書等を持って契約に代えることができる。 ※委託先が機械・装置等を購入する費用は経費の対象外とする
賃借料	・補助事業のために使用される機械・装置、工具及び専用ソフトウェアの借用（いわゆる見積書、契約書等が確認できるリース・レンタル等をいい、補助事業期間中に要する経費のみを対象とし、補助事業期間を超えて契約している場合は案分の方式により該当経費を算出）に要する経費
その他	その他所長が必要と認める経費

（２）補助対象とならない主な経費

※上記の「（１）補助対象となる経費」に記載のない経費は全て補助対象外です。

①交付決定日よりも前に発注又は購入、契約等を実施したものに係る経費
②他者が有する特許権等の使用許諾（ライセンス）料
③家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費に係る経費
④文房具などの汎用性の高い事務用品等の消耗品、雑誌・新聞購読、団体等会費に係る経費
⑤汎用性があり、目的外使用として他業務においても利用可能な物品購入に係る経費 （例）事務用のパソコン、プリンタ、タブレット端末、スマートフォン、デジタル複合機等
⑥振込等における手数料に係る経費（代金引換手数料を含む）
⑦収入印紙に係る経費
⑧公租公課（消費税及び地方消費税額等）に係る経費
⑨補助金事業計画書、交付申請書等の書類作成、送付に係る経費
⑩上記のほか、公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

＜その他補助対象とならない経費（例示）＞

・発注または契約から支払いまでの一連の手続きが補助期間内に完了していない経費
・補助事業に直接関係のない物品の購入、委託等の経費
・社内発注による経費
・帳票類（経理証拠書類：（例）見積書、仕様書、契約書（発注書）、納品書、請求書、領収書等）が不備の経費
・通常業務・取引と混合して支払いが行われ、補助事業分の支払いが不明確な経費
・他の取引と相殺して支払いが行われ、補助事業分の支払いが不明確な経費
・手形や小切手等により支払いが行われ、補助事業分の支払いが不明確な経費
・購入時、ポイントカード等によるポイントを取得・使用した場合のポイント分
・一般的な市場価格又は研究開発の内容に対して著しく高額な経費

７．募集期間

令和８年４月～１２月（予算上限に到達次第終了）

※申請書に基づいて随時審査を行います。

８．スケジュール

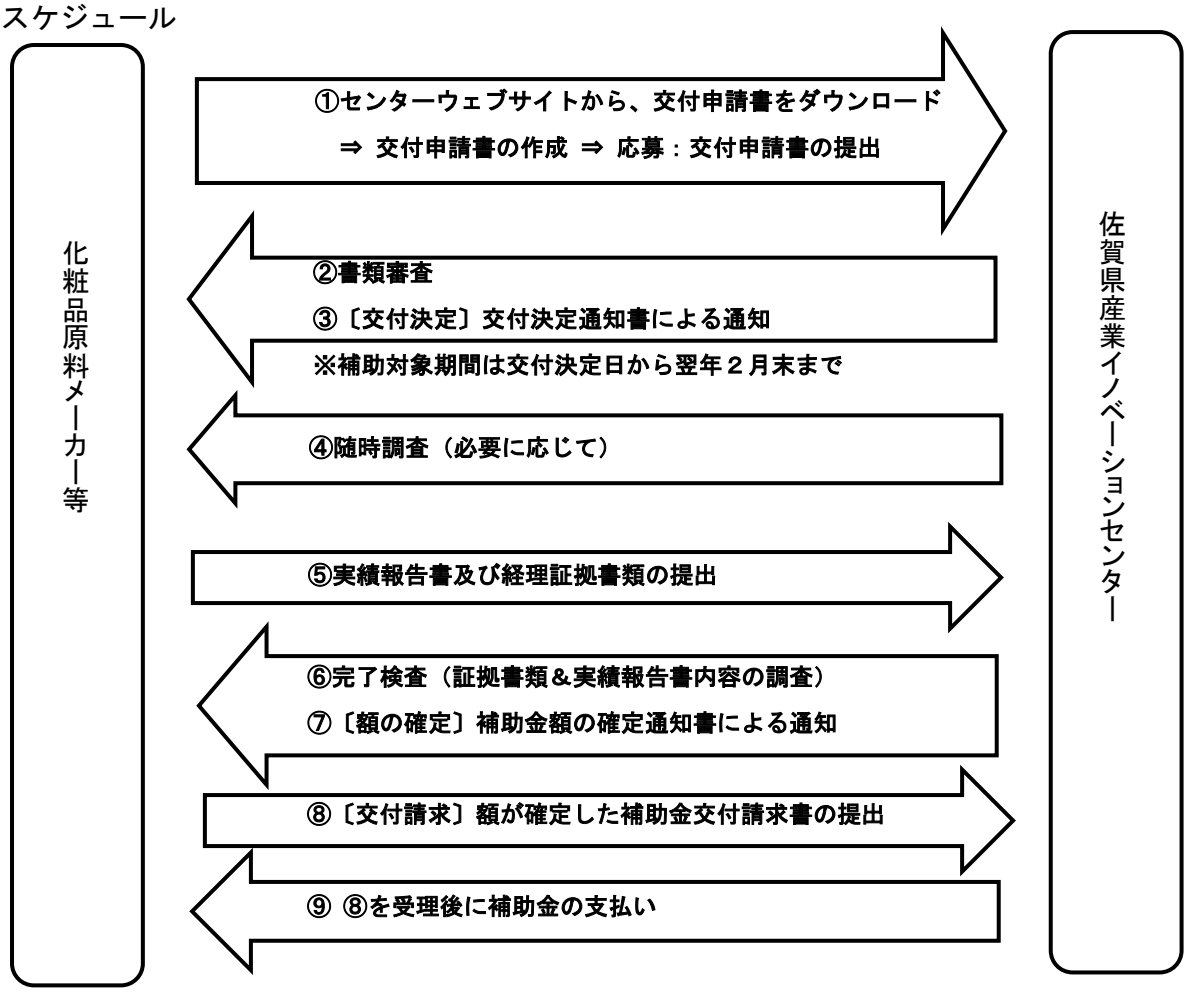

９．応募方法

応募に当たっては、提出書類（センターホームページからダウンロード）に必要事項を記入し、持参又は郵送、メールにより送付してください。

〇持参の場合の受付

平日の８時３０分から１７時までとします。

〇郵送の場合の受付

簡易書留等の記録が残る方法で下記送付先へお送りください。

【申請書類の送付先】

〒849-0932
佐賀市鍋島町八戸溝114
佐賀県産業イノベーションセンター　技術振興課
コスメ事業担当　宛
（申請書類在中）

〇メールの場合の受付

必要書類を電子化のうえ、下記メールアドレスまで送付してください。

【メールの提出先】

kenkyuu@sagaperch.jp

※メールのタイトルを『佐賀県産素材コスメ原料化補助金申請書（会社名）』としてください。

No.	項目	内容	入手先等
1	交付申請書	様式第1号:鑑、Aシート、Bシート	センターHP
2	申請者概要	申請先の概要（申請事業者名・代表者名・設立年・事業内容・沿革等）が分かるもの（パンフレット等）	各自保管分
※上記の提出書類の他に、審査等の必要に応じて資料の追加提出及び説明を求めることがあります。			

＜応募に当たっての注意事項＞

・同一申請者による本補助金に係る当該年度の応募限度件数は１件とします。

・提出された申請書類等は、原則として返却しません。

10. 経費の見積り

事業に要する経費の見積書を徴取する際には下記に留意してください。

・補助金交付申請時において、業者より見積書を取得してください。見積書の取得が難しい場合は、センターにご相談ください。

・補助事業の着手時（物品の発注等時）、申請時の補助金額算定のために徴取した見積書の期限が発注時点で切れていた場合は、あらためて見積書を徴取するようにしてください。

11. 応募書類の審査

（１）審査方法等

①審査は、センターが設置する審査会において実施し、書類審査を行います。
必要に応じて、審査会前に応募者にヒアリング又は追加資料の提出を求める場合があります。

②審査会は、中立の立場から厳正に審査します。
審査会委員の氏名及び審査の経過については、応募者を含め公表しません。

③審査の結果（採択【交付決定※】／不採択）は、センターから連絡担当者にメールで通知します。電話等による事前照会には応じることができません。
※交付決定･･･交付決定とは、補助対象事業者及び補助対象事業を決定したもので、事業完了後の最終的な補助金交付額を決定するものではありません。

12. 補助金額の確定・支払い等

補助金は、実績報告書の提出と完了検査を経て、補助金額を確定した後に交付します。

（１）実績報告書の提出

補助事業の契約・実施・支払等がすべて完了後、速やかに提出してください。

（２）完了検査

センターは、提出された実績報告書に基づき、完了検査を行います。

（３）補助金額の確定

完了検査後、センター内での審査を経て、補助金の額を確定します。ただし、補助金の額は実績に基づくため、補助金交付決定額から減額となることがあります。

（４）補助金の交付

補助金額の確定後、確定通知を送付いたします。補助事業者は、通知内容に基づきセンター指定の請求書を作成し送付してください。センターにおいて請求書受領後、補助金を支払います。

13. 補助事業に関する留意事項

（１）補助金の支払いは精算払いです。一旦、補助事業者が全額資金調達し、経費の支払いを済ませていただく必要があります。

（２）交付決定日より前に契約（発注）や支出を行った経費については、補助対象外となり、補助金を受けることができませんので、ご注意ください。

（３）物品等の発注及び支払いにあたっては下記に留意してください。

①20万円（税込）以上の売買、請負、その他契約等をする場合は、２社以上の見積書を徴取してください。ただし、２社以上の見積書を徴取することが困難又は不適当である場合は、一社選定理由書（別紙１）を提出することで一社選定にすることができます。

②20万円（税込）以上の売買、請負、その他契約をする場合は、「佐賀県ローカル発注促進要領」に基づき、佐賀県内の事業者を優先的に活用するように努めてください。県外の事業者から調達するときは、県外企業と契約する理由書（別紙２）※を提出していただきます。（申請時の補助金額算定のために徴取した見積書については県外事業者でも構いません。）

※一社選定理由書を作成する場合は、県外発注理由書の作成は不要です。

③補助対象の支払い方法は、銀行振込が原則となります。ただし、現金、クレジットカードによる支払いについては次の条件をすべて満たしている場合のみ補助対象となります。Pay払いなどでの電子マネー、小切手又は手形での支払いは原則認められません。

支払い方法	認められる条件
現金	・やむを得ない理由により、振込による支払いが困難であること。 ・総額 10 万円未満(税込)の支払いであること。 ・支払先発行の領収書が提出できること。 ・その他、経費の妥当性の確認に必要な証憑書類を提出できること。
クレジットカード	・利用日及び銀行口座からの代金引き落としが補助事業期間内に確認できること。 ・補助事業者のカード(法人の場合は当該法人名義のカード)であり、補助事業者名義の金融機関口座からの引き落としが確認できること(代表者のカードや社員のカードによる立て替えは対象外)。 **※支払時にポイントを取得・利用した場合のポイント相当分は、補助対象外となります。**

（４）補助事業は、令和９年２月２６日までに完了する必要があります。補助対象経費の支払い及び実績報告書の提出についても同日が期限となります。

（５）本事業の実施にあたっては、収支を記載した帳簿を備えるなど、事業の収支を管理し、補助対象経費を明確にして、経費の証拠書類（見積書、納品書、請求書、支払いを証明する書類等）を整備しなければなりません。

（６）会計検査院による会計検査の対象となります。補助事業終了後、会計検査院などによる実地検査が行われることがあります。この検査により、補助金の返還命令書の指示がなされた場合はこれに従わなければなりません。また、補助事業終了後５年間、補助事業に係る関係書類の保管義務があります。

14. 個人情報の取扱い

申請に関連して提供された個人情報については、次の目的にのみ利用します。ただし、法令等により提供を求められた場合等を除きます。

・審査、交付申請等の補助事業に関係する連絡

・補助事業終了後は、フォローアップ調査、アンケート調査等の連絡

別紙１

令和　　年　　月　　日

一社選定理由書（業者選定理由書）

※２社以上の見積書の入手が困難な理由について、以下のとおり説明いたします。

【注意点】

・業務等に精通している、納入実績がある、使い勝手がよいという理由だけでは、選定理由として不適切です。

・用途に鑑み、品質、機能等において、同一の他の物件が存在する場合には、競争の方法によることが原則となります。

申請者名 （補助事業者名）	
設置場所	※複数申請する場合は、すべてを記載してください。
契約する事業者名	
品名･契約名	
チェック	理由
□	オーダーメイド、メーカー直販、特定代理店販売、知的財産権など取扱店が１社に限られることが客観的に分かる場合。
□	その他（理由を記載してください）

別紙２

令和　　年　　月　　日

佐賀県外企業と契約する理由書

申請者名 （補助事業者名）	
設置場所	※複数申請する場合は、すべてを記載してください。
契約する県外企業名	
県外企業が所在する都道府県名	
品名･契約名	
チェック	理由
□	県内企業と比較したところ、県外企業の方が高品質又は高い技術力であり（県外企業の企画・履行能力が県内企業より優れていた）、補助事業を合理的に実施するにあたって最適と判断したため。 ※県内企業の見積書の提出が必要です。 　→困難な場合は一社選定理由書を作成してください。
□	金額以外の条件が事業者にとって不利となるため。（品質・性能等の要素が業者によって異なる、運送・保管等の際の地理的条件等により事業者にとって不利となる場合）
□	県内企業に補助事業の実施に向けて対応できる企業が見つからないため。また、購入予定商品の取り扱いをしている県内企業がない（メーカーが販社を指定している）ため。
□	補助事業期間内に県内企業では納品されることが困難なため。
□	その他（理由を記載してください）

※一社選定理由書を提出する場合は作成不要。